

関税率表解説改正

新	旧
<p>64.01 防水性の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限るものとし、縫合、リベット締め、くぎ打ち、ねじ締め、プラグ止めその他これらに類する方法により甲を底に固定し又は組み立てたものを除く。） (省略) - その他の履物 (削除) 6401.92 - くるぶしを覆うもの（ひざを覆うものを除く。） 6401.99 - その他のもの (省略)</p>	<p>64.01 防水性の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限るものとし、縫合、リベット締め、くぎ打ち、ねじ締め、プラグ止めその他これらに類する方法により甲を底に固定し又は組み立てたものを除く。） (省略) - その他の履物 <u>6401.91 - ひざを覆うもの</u> 6401.92 - くるぶしを覆うもの（ひざを覆うものを除く。） 6401.99 - その他のもの (省略)</p>
<p>64.02 その他の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限る。） (省略) (削除) (省略) (省略)</p>	<p>64.02 その他の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限る。） (省略) <u>6402.30 - その他の履物（保護用の金属製トーキャップを有するものに限る。）</u> (省略) (省略)</p>
<p>64.03 履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が革製のものに限る。） (省略) (削除) (省略) (省略)</p>	<p>64.03 履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が革製のものに限る。） (省略) <u>6403.30 - 履物（ベース又はプラットホームが木製のものに限るものとし、中敷き又は保護用の金属製トーキャップを有するものを除く。）</u> (省略) (省略)</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>65.01 フェルト製の帽体（成型し又はつばを付けたものを除く。）並びにフェルト製のプラトウ及びマンション（スリットマンションを含む。）</p> <p>(A) フェルト製の帽体（成型し又はつばを付けたものを除く。）</p> <p>ファーフェルト (furfelt) 製の帽体は、通常、うさぎ、野うさぎ、ムスクラット、ヌートリヤ又はビーバーの毛から作られる。ウールフェルト製の帽体は、通常、羊毛又はビキュナ、<u>らくだ（ヒトコブラクダを含む。）</u>等の毛から作られる。また、ある場合にはフェルトは、これらの材料を混合したものから作られ、時には人造纖維を混ぜることもある。</p> <p>（省 略）</p> <p>この項には、帽子の丸いクラウンを形成するために先端を伸長させたもの（時には、外側が平行のものもあるが、通常、外側が傾斜しているもの及びつばに成りかけのものが付いている。）も含む。その後者のものは、平らな面に垂直に置いたとき、つばは、クラウンからほぼ直角には突き出ないので、成型したフードとは区別される（65.05項参照）。この項の成型されていない帽体のある種のものは、時には、half capelinesと呼ばれることがある（ただし、full capelinesと呼ばれる製品は、成型処理を経ているので、65.05項に属する。）。</p> <p>（省 略）</p> <p>(B) （省 略）</p>	<p>65.01 フェルト製の帽体（成型し又はつばを付けたものを除く。）並びにフェルト製のプラトウ及びマンション（スリットマンションを含む。）</p> <p>(A) フェルト製の帽体（成型し又はつばを付けたものを除く。）</p> <p>ファーフェルト (furfelt) 製の帽体は、通常、うさぎ、野うさぎ、ムスクラット、ヌートリヤ又はビーバーの毛から作られる。ウールフェルト製の帽体は、通常、羊毛又はビキュナ、<u>らくだ等</u>等の毛から作られる。また、ある場合にはフェルトは、これらの材料を混合したものから作られ、時には人造纖維を混ぜることもある。</p> <p>（省 略）</p> <p>この項には、帽子の丸いクラウンを形成するために先端を伸長させたもの（時には、外側が平行のものもあるが、通常、外側が傾斜しているもの及びつばに成りかけのものが付いている。）も含む。その後者のものは、平らな面に垂直に置いたとき、つばは、クラウンからほぼ直角には突き出ないので、成型したフードとは区別される（65.03項参照）。この項の成型されていない帽体のある種のものは、時には、half capelinesと呼ばれることがある（ただし、full capelinesと呼ばれる製品は、成型処理を経ているので、65.03項に属する。）。</p> <p>（省 略）</p> <p>(B) （省 略）</p>

関税率表解説改正

新	旧
(削除)	<p><u>65.03 フェルト製の帽子 (第65.01項の帽体又はプラトウから作ったものに限るものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。)</u></p> <p>この項には、65.01項の帽体又はプラトウ (フェルトディスク) から作ったフェルト製の帽子 (単に成型し又はつばを付けたフードを含む。) を含む (裏張りしてあるか又はトリミングしてあるかないかを問わない。)。</p> <p>この項の帽子は、通常、成型してある。すなわち、クラウンを通常卵型に成型し、木の台の上で操作して寸法を調整する。この段階のもの又はこのあと如何なる製造段階の製品でも、帽子としてこの項に属する。クラウンの成型処理中に、通常、つばも形成され、クラウンに対しほぼ直角に突き出し、帽体とは区別され、明らかに帽子の一部とみなされるようになる。</p> <p>ただし、ある種の帽子 (例えば、トルコ帽) は、成型中につばの形成は行わない。</p> <p>上記の成型された帽体は、通常、更に次のような処理が施される。</p> <p>(1) プレス及びアイロン掛けによってクラウンの表面になめらかさを与え、かつ、クラウンとつばの間の境界線を成型によるもの以上に強くする。</p> <p>(2) 穴あけ</p> <p>(3) つばを目的の形状や寸法に形成する。</p> <p>(4) 裏張り及びトリミング (例えば、帽子のリボン、あごひも等の取付け。つばのへりを補強する場合もある。)</p> <p>この項には、次の物品も含む。</p> <p>(A) フェルトフード若しくはpedal pressのプラトウを加工することにより作られる各種の帽子又は婦人帽子屋によりフード若しくはプラトウから作られる多くの種類の帽子 (例えば、リボン、ピン、バックル、羽毛又は造花等でトリミングしてあるかないかを問わない。)</p> <p>(B) フェルト製の“chemises”又はハンカチーフフェルトで被覆したハットファンデーションから成る物品 (裏張りしてあるか又はトリミングしてあるかないかを問わない。)</p> <p>この項には、フェルトのストリップを組み合わせて作った帽子 (65.04) 又はフェルトをストリップ以外の形に裁断して縫い合わせた帽子 (65.05) を含まない。</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>65.05 帽子(メリヤス編み又はクロセ編みのもの及びレース、フェルトその他の紡織用繊維の織物類(ストリップのものを除く。)から作ったものに限るものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。)及びヘアネット(材料を問わないものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。)</p> <p>この項には、裏張り又はトリミングしてあるかないかを問わず、メリヤス編み若しくはクロセ編み(縮絨(じゅう)し又はフェルト化してあるかないかを問わない。)により直接編み上げた帽子類又はレース、フェルトその他の紡織用繊維の織物類(油、ワックス、ゴムその他の物質を染み込ませてあるかないか又は被覆してあるかないかを問わない。)から作り上げたものを含む。</p> <p>また、縫い合せることにより作られる帽体も含むが、ストリップ若しくは組ひもを縫製その他の方法により組み合わせて作った帽体又は帽子は含まない(65.04)。<u>この項には、また、65.01項の帽体又はプラトウ(フェルトディスク)から作ったフェルト製の帽子(単に成型し又はつばを付けたフードを含む。)を含む。</u></p> <p>これらの物品は、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わずこの項に属する。</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) ベレー帽、ポンネット、頭きんその他これに類するもの。これらは通常、メリヤス編み又はクロセ編みにより直接作られ、しばしば縮絨されている(例えば、バスクベレー帽)。</p> <p>(3) ~ (10) (省略)</p>	<p>65.05 帽子(メリヤス編み又はクロセ編みのもの及びレース、フェルトその他の紡織用繊維の織物類(ストリップのものを除く。)から作ったものに限るものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。)及びヘアネット(材料を問わないものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。)</p> <p>この項には、裏張り又はトリミングしてあるかないかを問わず、メリヤス編み若しくはクロセ編み(縮絨(じゅう)し又はフェルト化してあるかないかを問わない。)により直接編み上げた帽子類又はレース、フェルトその他の紡織用繊維の織物類(油、ワックス、ゴムその他の物質を染み込ませてあるかないか又は被覆してあるかないかを問わない。)から作り上げたものを含む。</p> <p>また、縫い合せることにより作られる帽体も含むが、ストリップ若しくは組ひもを縫製その他の方法により組み合わせて作った帽体又は帽子は含まない(65.04)。</p> <p>これらの物品は、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わずこの項に属する。</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) ベレー帽(<u>フェルトのプラトウから直接作られたもの(65.03)を除く。</u>)、ポンネット、頭きんその他これに類するもの。これらは通常、メリヤス編み又はクロセ編みにより直接作られ、しばしば縮絨されている(例えば、バスクベレー帽)。</p> <p>(3) ~ (10) (省略)</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>65.06 その他の帽子(裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。)</p> <p>(省略)</p> <p>- その他のもの</p> <p>6506.91 - - ゴム製又はプラスチック製のもの</p> <p>(削除)</p> <p>6506.99 - - その他の材料製のもの</p> <p>(省略)</p>	<p>65.06 その他の帽子(裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。)</p> <p>(省略)</p> <p>- その他のもの</p> <p>6506.91 - - ゴム製又はプラスチック製のもの</p> <p><u>6506.92 - - 毛皮製のもの</u></p> <p>6506.99 - - その他の材料製のもの</p> <p>(省略)</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>66.03 第66.01項又は第66.02項の製品の部分品、トリミング及び附属品 (削除) 6603.20 - 傘の骨（中棒に取り付けた<u>もの</u>を含む。） 6603.90 - その他の<u>もの</u> (省略)</p>	<p>66.03 第66.01項又は第66.02項の製品の部分品、トリミング及び附属品 <u>6603.10 - 握り</u> 6603.20 - 傘の骨（中棒に取り付けた<u>物</u>を含む。） 6603.90 - その他の<u>物</u> (省略)</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>67.04 かつら、付けひげ、付け眉(まゆ)毛、付けまつげ、かもじその他これらに類する物品(人髪製、獸毛製又は紡織用纖維製のものに限る。)及び人髪製品(他の項に該当するものを除く。)</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(1) 人髪、獸毛又は紡織用纖維で作った各種のposticheの製品。これらの物品は、かつら、付けひげ、付け眉(まゆ)毛、付けまつげ、かもじ、巻き毛、まげ、付け口ひげその他これらに類するものを含む。これらは個人的な化粧又は職業用(例えば、芝居用のかつら)に使用するもので、通常高級な手作りのものである。</p> <p>このカテゴリーには、次の物品を含まない。</p> <p>(a) 人形用のかつら(95.03)</p> <p>(b) カーニバル用の物品(一般に材料及び仕上げが粗悪である。)(95.05)</p> <p>)</p> <p>(2) (省略)</p>	<p>67.04 かつら、付けひげ、付け眉(まゆ)毛、付けまつげ、かもじその他これらに類する物品(人髪製、獸毛製又は紡織用纖維製のものに限る。)及び人髪製品(他の項に該当するものを除く。)</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(1) 人髪、獸毛又は紡織用纖維で作った各種のposticheの製品。これらの物品は、かつら、付けひげ、付け眉(まゆ)毛、付けまつげ、かもじ、巻き毛、まげ、付け口ひげその他これらに類するものを含む。これらは個人的な化粧又は職業用(例えば、芝居用のかつら)に使用するもので、通常高級な手作りのものである。</p> <p>このカテゴリーには、次の物品を含まない。</p> <p>(a) 人形用のかつら(95.02)</p> <p>(b) カーニバル用の物品(一般に材料及び仕上げが粗悪である。)(95.05)</p> <p>)</p> <p>(2) (省略)</p>